

公 示

一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反について、道路運送法第40条の規定に基づく許可の取消等の行政処分等を行う際の基準を下記のとおり定めたので公示する。

平成21年 9月30日

一部改正 平成21年11月20日

一部改正 平成24年 4月13日

関東運輸局長	神谷 俊広
東京運輸支局長	矢田 淑雄
神奈川運輸支局長	石橋 健
埼玉運輸支局長	上岡 一雄
群馬運輸支局長	栗本 久
千葉運輸支局長	飯村 勉
茨城運輸支局長	鬼沢 秀通
栃木運輸支局長	四月朔日功一
山梨運輸支局長	春原 俊男

記

一般貸切旅客自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の法令違反について、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第40条の規定に基づく許可の取消し等の行政処分等を行う際の基準を次のように定める。

2. 法令違反に係る点数制度

- (1) 自動車等の使用停止処分を行うべき違反行為を行った事業者には、処分日車数10日車までごとに1点とする違反点数を付すものとする。

5. 許可の取消処分

- (1) 許可の取消処分は、次の①から⑦までのいずれかに該当することとなった場合に行うものとする。

① 違反点数の付与により、違反点数の累計が81点以上となった場合